

科学研究費助成事業インセンティブ経費（校長裁量経費）取扱要項

平成28年8月31日制定

1. 目的

科学研究費助成事業に応募申請した若手研究者等に対して研究費を配分することにより、科学研究費獲得に向けた意識の醸成を図り、ひいては科学研究費獲得の推進を目的とする。

2. 受給資格

インセンティブ経費を受けることができる者は、次のとおりとする。

①有資格者

前年度に科学研究費助成事業に応募申請し不採択となった者で、次の（ア）から（エ）全ての要件を満たす者

（ア）前年度に科学研究費助成事業（新学術領域研究（研究領域提案型）（公募研究）、特定領域研究（公募研究）、基盤研究（基盤研究（S）を除く）、若手研究、挑戦的萌芽研究、奨励研究）に応募申請し不採択となった者

（イ）申請時の年齢が45歳未満の者

（ウ）配分時に本校に在籍し、年度途中での学外異動や退職の予定がない者

（エ）審査結果（※）を校長へ報告した者

※電子申請システム等から審査結果を印刷したもの

②査読委員

前年度の科学研究費助成事業応募申請の際に査読委員を務めた者

（※査読委員は、佐世保工業高等専門学校科学研究費助成事業ワーキンググループ設置要項第3条第1項第一号から同項第三号に定める委員とする。）

3. インセンティブ経費の使途

インセンティブ経費は、科学研究費獲得のために使用する。ただし、査読委員は除く。

4. インセンティブ経費の配分額

予算額の範囲内で、次により配分額を決定する。

① 次の表の比重により配分することとし、その際の配分額は、次の表の上限額の範囲内とする。また、配分単価については、千円未満を切り上げる。

なお、奨励研究については、審査結果（AからC判定）に関わらず、次の表の「審査結果・C判定区分」を適用する。

AからC判定のランク付けがなされない審査結果（AからC判定以外）についても、次の表の「審査結果・C判定区分」を適用する。

② 配分の残額が生じた場合は、A判定へ配分することとする。

ただし、A判定の対象者がいない場合は配分しない。

③ 審査結果による配分は、AからC判定において1人1件とする。

区分	比重	上限額
審査結果・A判定	60	—
審査結果・B判定	30	150,000円
審査結果・C判定	4	20,000円
査読委員	6	30,000円

5. その他

① インセンティブ経費は、当該年度の12月末までに全額執行しなければならない。

② 「審査結果・A判定」によるインセンティブ経費の付与を受けた者は、翌年度4月末までに、別紙様式「科学研究費助成事業インセンティブ経費に係る報告書」を、校長に提出しなければならない。

附 則

1. この要項は、平成29年4月1日から施行する。

2. 科学研究費助成事業インセンティブ経費（校長裁量経費）取扱要領（平成27年7月10日改正）は廃止する。

附 則（令和2年3月30日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。